

令和4年2月24日

令和3年度第11回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和3年度第11回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市公民館条例の一部改正について
- 第2号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

[報告]

- 第1号 耐震補強工事に伴うあがたの森図書館の移転及び休館について
- 第2号 令和4年度教育委員会関係当初予算について
- 第3号 長野県のまん延防止等重点措置期間中におけるオンライン授業を選択する児童・生徒の学校給食の対応について

[その他]

議案第 1 号

松本市公民館条例の一部改正について

1 趣旨

里山辺公民館の新築・移転に伴い、松本市公民館条例（昭和39年条例第42号）の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正内容

第2条表中のうち、里山辺公民館の位置を変更

現行	改正後（案）
松本市大字里山辺2930番地1	松本市大字里山辺2943番地1

3 施行期日

令和4年4月1日

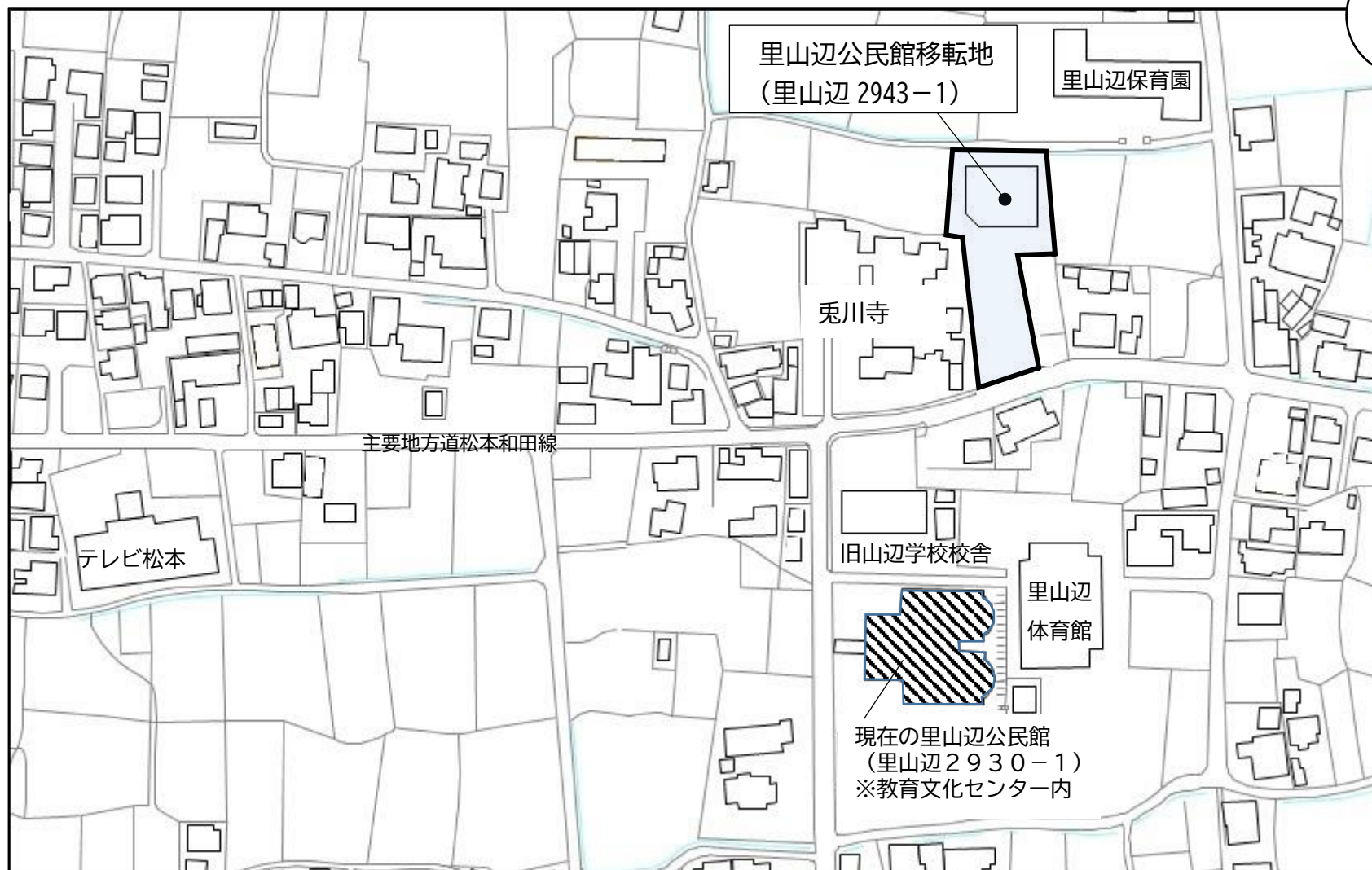
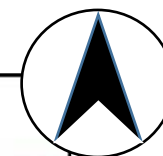
4 今後の予定

市議会2月定例会に議案として提出します。

担当 生涯学習課
課長 高橋 伸光
電話 32-1132

松本市里山辺公民館 移転説明図

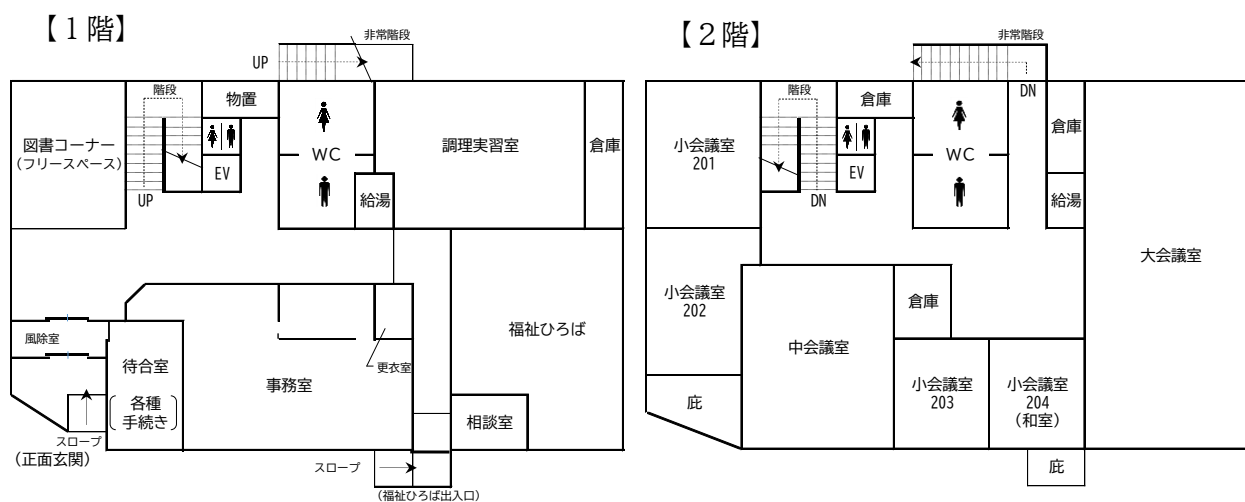
N



里山辺公民館新築工事の概要

- 1 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
- 2 敷地面積 1, 9 3 4. 4 2㎡
- 3 延床面積 1, 1 0 7. 3 7㎡
- 4 建設工事費 4 4 8, 4 6 0千円
- 5 工事期間 令和3年3月16日～令和4年3月17日
- 6 整備内容
 - (1) 1階 調理実習室、福祉ひろば、図書コーナー、事務室他
 - (2) 2階 大会議室、中会議室、小会議室(4室)他
 - (3) 駐車場 32台

7 建物平面図



8 今後の予定

- | | | | |
|----|----|-----|-----------------------------|
| 4. | 3. | 1 7 | 竣工検査 |
| | | 2 4 | 竣工式 (規模縮小のうえ、関係者50名程度で開催予定) |
| | | 2 6 | 事務所移転 |
| 4. | 1 | | 開館 |

松本市里山辺公民館新築工事 現場写真
<施 工 中>

(令和4年1月撮影)

正面（南側）



東側



北側



西側



議案第 2 号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

1 趣旨

史跡小笠原氏城跡保存活用計画（以下「本計画」という。）に対するパブリックコメント及び市議会経済文教委員協議会での協議結果等を踏まえ、本計画を策定するものです。

2 経過

- 3. 12. 23 教育委員会に本計画（案）を協議
- 4. 1. 6 庁議に本計画（案）を協議
- 14 市議会経済文教委員協議会に本計画（案）を協議
- 15～ パブリックコメント実施（2. 14まで）
- 2. 14 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会において計画（案）の修正が了承

3 パブリックコメント等の結果

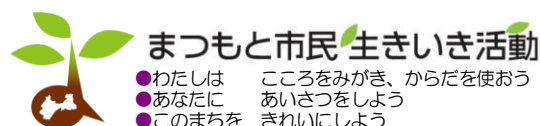
- (1) パブリックコメントの結果
別紙1のとおり
- (2) 市議会経済文教委員協議会における意見及び対応
別紙2のとおり

4 修正後の本計画（案）

- (1) 計画概要版
別紙3のとおり
- (2) 計画（案）
別紙4のとおり

5 今後の予定

- (1) 今後の庁議及び市議会経済文教委員協議会に本計画策定を報告します。
- (2) 文化庁に本計画の法定計画としての認定を申請します。



担当 文化財課
課長 竹原 学
電話 34-3292

史跡小笠原氏城跡保存活用計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間
令和4年1月15日（土）から令和4年2月14日（月）まで
- 2 閲覧方法
 - (1) 市ホームページ
 - (2) 窓口（文化財課、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター）
- 3 実施結果
 - (1) 件数
1件（1人）
 - (2) 提出方法
Eメール1件（1人）
 - (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	1

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	第9章 第2節 4 情報発信	重野なおき氏による漫画「雑兵めし物語」にて林城が舞台となっている。重野氏の漫画は他にアニメ化作品があるので、知名度を活かしタイアップ等検討してはどうか。	【参考とする意見】 今後の情報発信に当たっての参考とします。

市議会経済文教委員協議会における意見及び対応

1 意見等に対する対応

区分	内容	件数
参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	1

2 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	第9章 活用	小笠原氏城跡の保存活用が、面的なものに発展し、全体的な活用を図るようにしてほしい。	【参考とする意見】 松本城や他の山城など、関連する文化財と一体となった保存活用を目指します。

はじめに

史跡小笠原氏城跡保存活用計画について

本計画は、史跡小笠原氏城跡を次世代へ継承し、活用を図るため、史跡の持つ本質的な価値を明確化し、史跡の重要性を周知するとともに、現状と課題を踏まえた上、史跡の保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方について、基本方針を示すことを目的として策定するものです。

策定に当たっては、有識者や地域関係者（保存団体代表、町会長（井川城下区町会、入山辺橋倉町会、里山辺林町会））からなる「史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会」を令和2年8月に設置し、計画案の検討を行いました。

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

計画の構成

第1章 保存活用計画策定の目的と経緯	第7章 保存
第2章 史跡の概要	第8章 調査研究
第3章 調査成果	第9章 活用
第4章 史跡の本質的価値と構成要素	第10章 整備
第5章 史跡の現状と課題	第11章 運営・体制の整備
第6章 大綱・基本方針	第12章 施策の実施計画の策定と経過観察

史跡指定の経過

名 称	おがさわらししろあと 小笠原氏城跡	いがわじょうあと 井川城跡	はやしじょうあと 林 城 跡
指定年月日	平成29年2月9日（井川城跡、林城跡（大城）） 平成31年2月26日（林城跡（小城））		
指 定 面 積	509,527.82 平方メートル （井川城跡：7,970.28 m ² 、林城跡 大城：353,627.54 m ² 、小城：147,930.00 m ² ）		

年	月	内 容
平成25年	6月	松本市中条保育園の移転計画に伴い、井川城跡の試掘調査を実施
	8月	中山、入山辺、里山辺の3地区から、県史跡小笠原氏城跡（林城跡、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）の国史跡指定要望
	8月	井川城跡第1次発掘調査開始
平成26年	4月	井川城跡第2次発掘調査開始
平成27年	6月	井川城跡と林城跡（大城、小城）の3城跡での史跡指定方針を文化庁と協議
平成28年	7月	井川城跡と林城跡（大城）の史跡指定に係る意見具申書を提出
	10月	林城跡（小城）発掘調査開始
平成29年	2月	井川城跡と林城跡（大城）が「小笠原氏城跡」として国史跡に指定
平成30年	7月	林城跡（小城）の追加指定に係る意見具申書を提出
平成31年	2月	林城跡（小城）が追加指定

史跡小笠原氏城跡の概要

史跡小笠原氏城跡について

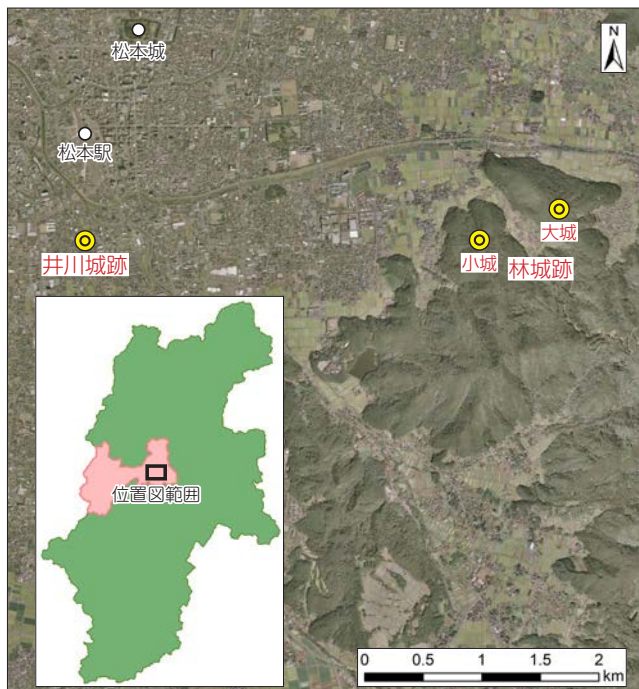
史跡小笠原氏城跡は、平地に築かれた井川城跡と山地に築かれた林城跡からなり、室町時代に信濃守護であった小笠原氏の拠点として機能していました。

井川城跡は、薄川と田川の合流地点の南側の低湿地に位置し、発掘調査により南北 100 メートル、東西 70 メートルの土壇状の盛土や礎石建物跡等が確認されました。これらの遺構から、低湿地の中にある微高地に大規模な造成を行って築かれた方形の居館跡であることが分かりました。

林城跡は、大城と小城の2つの城で構成され、鉢巻状の石積を伴う主郭、尾根上に築かれた無数の曲輪群、竪堀と一体化した堀切等、松本平に特有な戦国時代の山城の姿を良好に残しています。

また、大城と小城の間の谷部には居館を始めとする小笠原氏の本拠があったと推測され、平成 14 年度に行われた林山腰遺跡の発掘調査では、その一端を示す中世の遺構や遺物が確認されました。井川城跡と林山腰遺跡の発掘の成果から、15 世紀末までに小笠原氏の拠点が井川城から林城へと移動したことが明らかになりました。

■ 松本市及び小笠原氏城跡の位置図

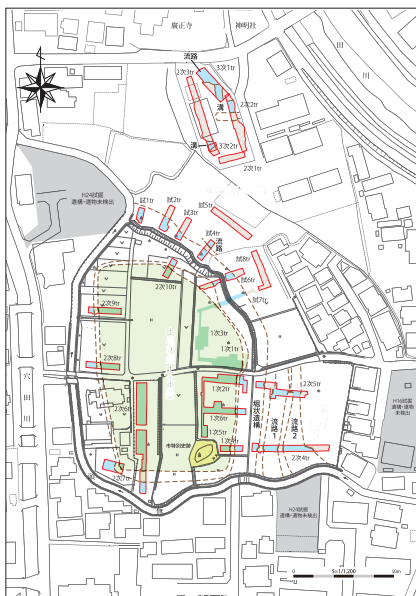


井川城跡

井川城跡は、小笠原貞宗が 14 世紀前半に構えたと推定されています。小笠原氏は、拠点を井川から林へ移しますが、その時期については小笠原氏の系図や伝承から 15 世紀中頃とされています。

江戸時代に松本藩が藩領の地理や歴史をまとめた『信府統記』には、「井河ノ城」として、地形が少し高く、東に虎口（出入口）の跡が 1 か所、城内は畑になり、四方は沼地となっていたことが書かれています。城内の様子は、江戸時代中頃には既に現在と同じ状況であったことが分かります。

■ 井川城跡の発掘調査範囲図

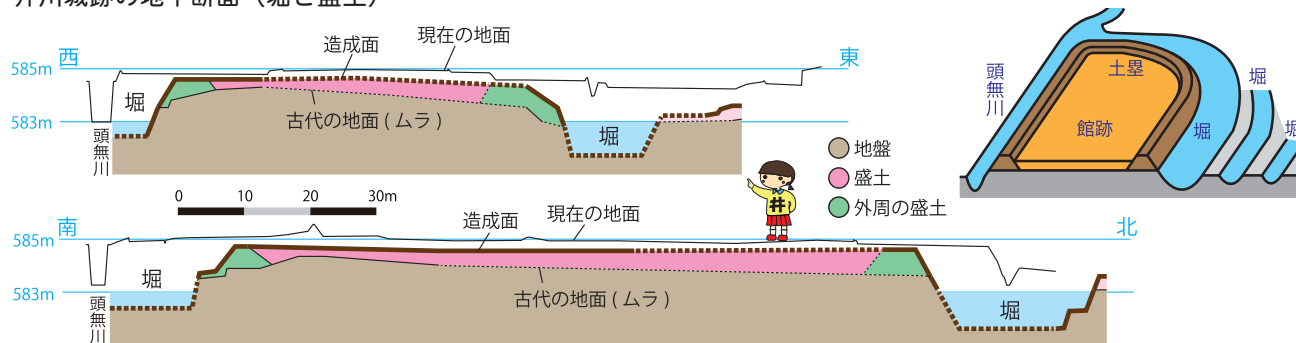


■ 現在の井川城跡



伝櫓台跡

■ 井川城跡の地下断面（堀と盛土）



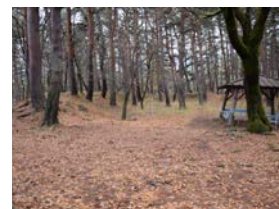
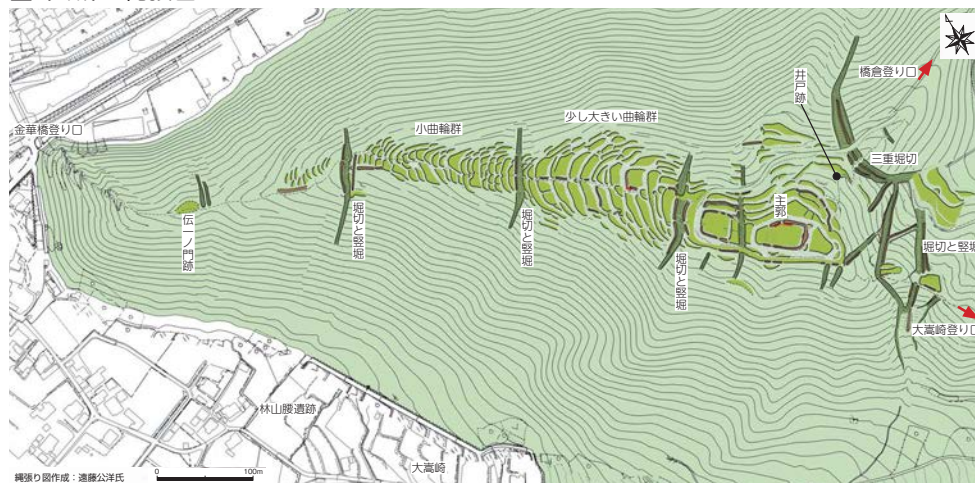
林城跡（大城・小城）

林城は、井川から林へ館を移した小笠原清宗が築いたとされ、15世紀中頃から後半の始めの間であったと考えられています。天文14年（1545）には、信濃への侵攻を始めた武田晴信（信玄）により林周辺及び小笠原館が放火されており、天文19年（1550）には深志・岡田・桐原・山家の4城と共に林城は自落しました。

武田晴信は深志城を拠点とし、武田氏滅亡後も木曾氏、小笠原氏共に深志城に入っていることから、林城が自落後どのように利用されたか明らかになっていません。武田氏滅亡後の天正10年（1582）に松本に戻った小笠原貞慶の代に、修築の手が加えられた可能性も指摘されています。

今日見る大城は尾根伝いに続く膨大な数の曲輪群と大きな堀切、小城は小規模ながら曲輪や堀切、畝状縦堀を駆使した縄張りとし石積をめぐるせた主郭が特徴です。

■ 大城の縄張り図



大城主郭



大城主郭の石積

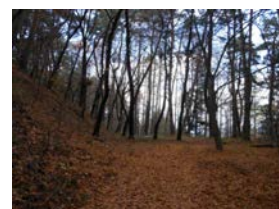
■ 小城の縄張り図



小城主郭



小城主郭の石積



大城の切岸と曲輪



大城の堀切

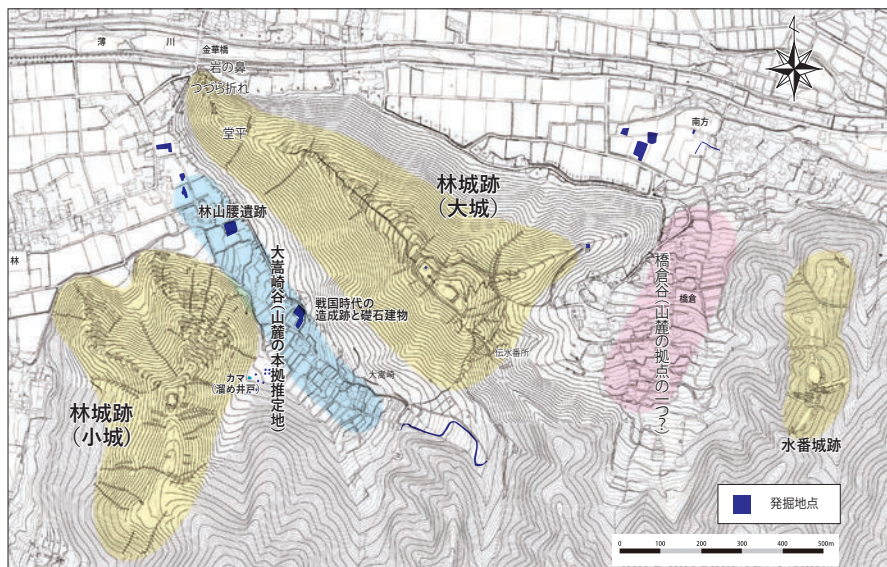
史跡小笠原氏城跡の概要

林城跡と関係する周辺の遺跡

○林山腰遺跡 大城と小城にはさまれた大嵩崎谷に広がり、平成 14 年度の発掘調査で中世に造成された平場群が確認されました。大型の礎石建物跡と平場を縁どる石列、15 世紀後半～16 世紀初頭の中国産陶磁器や瀬戸産陶器が見つかり、山麓に小笠原氏の拠点があったと考えられます。

○水番城跡 大城の東側、橋倉谷を隔てた南方山に主郭を構える小規模な山城で、大城の水源警護を目的に小笠原清宗が築城したと伝わります。主郭には、背面を中心に鉢巻状の石積が残り、堀切は 4 重となっています。堀切背後の西斜面の畝状縦堀、合流する縦堀など、林城跡との共通点が見られます。

■ 林城跡と周辺の史跡



大嵩崎谷と林山腰遺跡



水番城跡遠景

史跡小笠原氏城跡の本質的価値（国指定史跡としての学術的価値）

1 信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の侵攻により信濃を追われるまでの居城（本拠地）であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

2 室町時代から戦国時代への領主の居城（本拠地）の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示しています。我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城（本拠地）の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値があります。

3 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

4 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代から江戸時代初めにかけて、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4km四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

史跡小笠原氏城跡の目指す姿（大綱）と基本方針

大綱

- 1 信濃守護小笠原氏の拠点となった城跡を適切に保存し、時代ごとに特徴の異なる城館の姿を体感しながら、信濃における室町時代から戦国時代の歴史はもとより、我が国における領主拠点の移り変わりを学べる場として活用を図ります。
- 2 史跡小笠原氏城跡の本質的価値、魅力、調査研究の成果等を積極的に情報発信するとともに、市民に親しまれ、史跡の持つ魅力を伝えられる整備を行うことによって、多くの人から大切にされる史跡として次世代へ継承していくことを目指します。

基本方針

1 保存

- (1) 史跡の本質的価値を次世代へ継承するために、周辺の環境にも配慮した保存の方法を定めます。
- (2) 遺構保存のために必要な調査を行い、適切な保存の手法を検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡を保存の中核としますが、史跡の本質的価値に関係する周辺環境についても保存を図ります。
- (4) 史跡の保存のために、必要に応じて史跡の追加指定や公有化を検討します。

2 調査研究

- (1) 史跡の保存活用のための調査研究を継続して行い、史跡小笠原氏城跡の本質的価値をより明確にします。
- (2) 史跡小笠原氏城跡に関する遺跡の調査研究を行い、新たな価値付けの発見に努めます。
- (3) 調査研究の成果は、史跡の保存活用に活かすとともに、積極的に公開します。

3 活用

- (1) 史跡の本質的価値、魅力、重要性を多くの人に理解してもらえる活用や情報発信を行い、保存につなげます。
- (2) 史跡小笠原氏城跡をとりまく周辺の文化財や、松本城や市内の山城等の城郭を始めとした関連文化財を広域的につなぎ、一体となった活用を行います。
- (3) 史跡に求められているニーズを把握し、地域や学校での学習、地域づくりの場、観光資源としての活用など、多くの人に活用してもらえる史跡を目指します。

4 整備

- (1) 遺構の保存を第一とし、史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の景観に調和した整備を行うとともに、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用でき、市民に親しまれる整備を行います。
- (3) 室町時代から戦国時代の城館の姿を体感できる整備を行います。

5 運営・体制の整備

- (1) 土地所有者や関係する団体、機関と連携して史跡の保存活用を図れる体制を構築します。
- (2) 保存活用事業を行うに当たり、地域住民や関係する団体との連携を強化しつつ、事業の協働・支援を行います。

史跡小笠原氏城跡の保存

指定地全体

史跡小笠原氏城跡に関する発掘や文献史料等による調査を継続し、新たな価値の発見や、遺構の残存状況の把握に努め、適切な保存を行います。また、本質的価値に関係する周辺環境についても、土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図ります。さらに、史跡小笠原氏城跡の保存に対する考え方を、遺構の立地や周辺環境に応じて地区区分ごとに明示するとともに、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対し、取扱基準を設定し、本質的価値が損なわれないよう、保存の方法を定めます。

井川城跡の地区区分と保存の方法

A-1（主要遺構が残る民有地域）

- ・遺構が検出された深さの周知を行うなどし、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら適切な保存を図ります。
- ・公共下水道等、地域住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。
- ・土地所有者（利用者）の理解と協力を得ながら公有化を目指します。

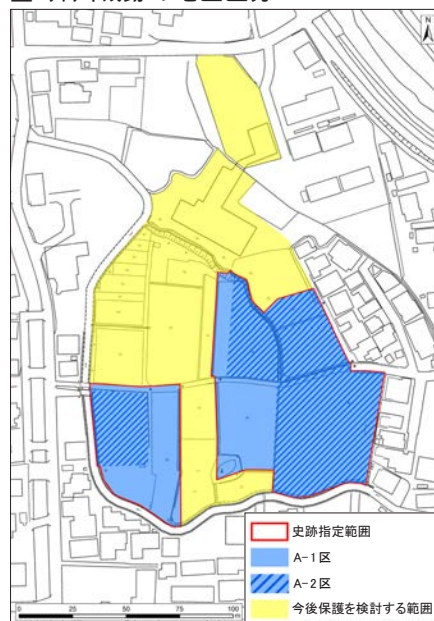
A-2（主要遺構が残る公有地域）

- ・遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。
- ・史跡の保存活用の支障となるものについては、関係者との協議の上、移転・除去などの整理を進めます。
- ・公共下水道等、地域住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。

今後保護を検討する範囲

- ・史跡の追加指定や公有化を検討し、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら、遺構の保存を原則とした周知の埋蔵文化財包蔵地としての保護を図ります。
- ・地下遺構が誤って毀損されないように、遺構が検出された深さの周知を行います。また、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら地下遺構の保存を図ります。

■ 井川城跡の地区区分



林城跡の地区区分と保存の方法

A-a区（主郭を中心とした主要遺構が残る区域）

A-b区（主要遺構が残る区域）

- ・日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。
- ・石積は現状維持を原則とし、現状記録等を行い、適切な保存を図ります。
- ・石積の崩落等のおそれがある場合は、予防措置を図り、必要に応じ修理等の方法を検討します。
- ・遺構の保存、見学者の安全確保の観点から、マウンテンバイク等の乗入れを禁止するサイン等を設置し、定期的な見回りを行います（大城）。

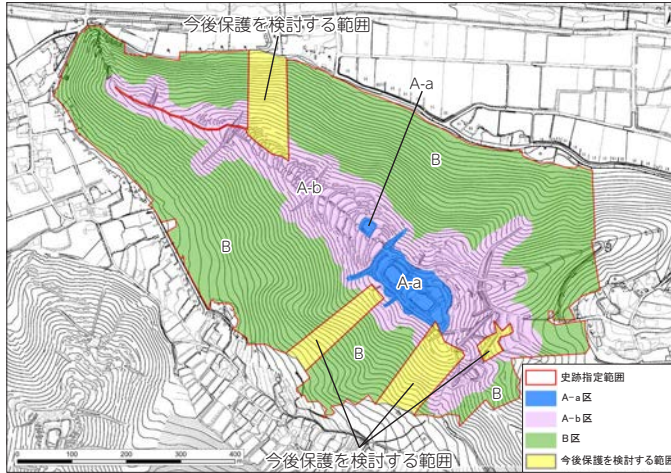
B区（急傾斜森林区域）

- ・原則として現状の地形を保存します。
- ・大部分が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、地域住民の安全を優先とし、関係機関と協力し保護を図ります。

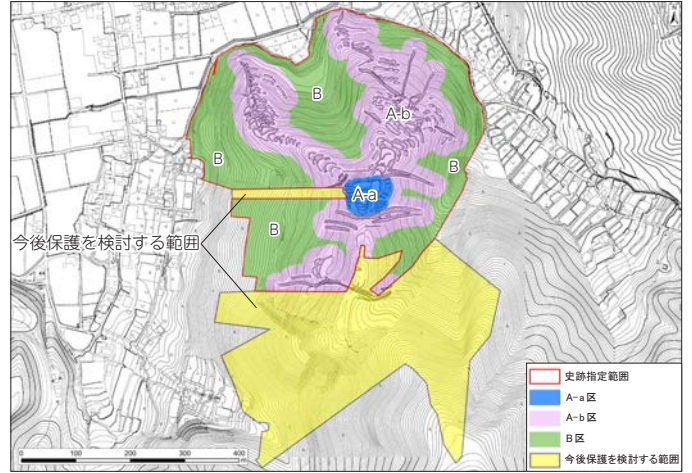
今後保護を検討する範囲

- ・遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれない範囲は、遺構や景観保護について土地所有者等の理解、協力を得ながら、今後の調査によって遺構が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含めます。

■ 大城の地区区分



■ 小城の地区区分



現状変更等の取扱いについて

文化財保護法では、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為をする場合、文化庁長官又は松本市教育委員会の許可を得ることが必要です。史跡小笠原氏城跡を適切に保存するため、現状変更等の取扱方針を本計画で定めました。

○現状変更等の取扱方針

史跡指定地内で、史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めません。ただし、保存活用に資するために計画される調査研究及び整備、史跡の管理上必要な行為のほか、土地所有者や地域住民等の生活、農林業等の生業に関わるものや、公益・公共的施設、防災関連施設、便益施設、森林管理等に伴う現状変更等は、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるものは認めます。

○現状変更等として想定される行為の例

発掘調査等学術目的の調査、史跡の保存・活用・整備上必要な行為、土地所有者・地域住民の日常生活・生業・森林の維持管理に必要な行為

○現状変更等許可を必要としない行為の例

史跡が毀損した場合の応急措置、復旧

○現状変更等に当たらない行為の例

日常的な維持管理行為（清掃、除草、支障枝せん定等）、既存施設の維持管理行為、遺構面に及ばない深度の耕作・農業行為

史跡の追加指定について

地区区分で今後保護を検討する範囲とした場所は、史跡の本質的価値に係る遺構・遺物の存在が確認・推測されていることから、土地所有者の意向を尊重し、理解を得ながら追加指定を進めます。今後の調査研究により、史跡の本質的価値に係る遺構があると推定された範囲は、追加指定を検討します。

指定地の公有化について

井川城跡は、中心市街地に位置し、積極的な保護を図る必要があることから、土地所有者の意向を尊重し、理解を得ながら公有化を進めます。林城跡は、山地に位置し開発等のおそれが少ないことから、現状維持を基本とします。重要遺構の保存や整備を行う必要のある場所については、公有化を検討します。

史跡小笠原氏城跡に関する調査研究

指定地全体

史跡を適切に保存するために、遺構の範囲や現状を確認するための調査を行います。また、史跡の活用、整備に必要な発掘調査の実施や、史跡指定地周辺の調査研究の実施を検討します。

- 1 遺構を適切に保存するために、遺構の範囲や内容の確認調査、遺構の破損状況調査等を実施します。
- 2 遺構の復元、表示等の活用、整備に必要な情報を得るための発掘調査を行います。
- 3 史跡小笠原氏城跡等の歴史的環境について、絵図や文献史料での調査を引き続き行います。
- 4 指定地周辺で史跡の本質的価値との関係が推定される範囲の発掘調査等の調査を検討します。
- 5 調査の現状や成果を発掘調査現地説明会や市ホームページ等で随時公開するとともに、調査終了後に発掘調査報告書を刊行し、学術的な成果を広く公開します。

井川城跡

既存の調査成果のほか、保存、活用、整備等のための調査が必要な場合は、発掘調査が未実施の範囲について、追加調査を行います。

林城跡

- 1 遺構の範囲確認のための縄張調査、航空レーザー測量等の実施を検討します。
- 2 曲輪や石積等の地上露出遺構の現状記録や破損状況確認のための調査を行います。

史跡小笠原氏城跡の活用

郷土を代表する文化財として親しみを持ち、学校教育や生涯学習の場で活用してもらえよう、史跡の本質的価値を体感できる環境づくりや情報発信を行います。また、周辺文化財と一体となった活用や様々な層への情報発信の手法を検討し、地域づくりや観光につながる活用を推進します。

活用に係る各種事業の計画、実施に当たっては、地元町会や保存団体など、地域住民との協働を行うことで、より多くの市民が参画する、地域に根差した活用を図ります。

1 学校や生涯学習の場での活用

- (1) 出前講座の実施や現地での学習を支援する等、学校や生涯学習の場で積極的に活用してもらえよう仕組みづくりを検討します。
- (2) 井川城跡と林城跡を結ぶウォークラリーや山城の立地を活用した自然観察を行う等、様々な視点での講座を模索し、幅広い層の方に史跡小笠原氏城跡を周知する取組みを検討します。

2 周辺文化財と一体となった活用

- (1) 史跡小笠原氏城跡の理解を深め、地域の魅力や回遊性の向上につなげるため、関連する文化財や伝承地等を巡る散策ルートの設定、博物館等の周辺施設との連携等を検討します。
- (2) 松本城や県史跡の埴原城跡、山家城跡、桐原城跡等、関連する城跡と一体的な活用を検討します。

3 情報発信

史跡小笠原氏城跡への興味関心を高めてもらえよう、史跡小笠原氏城跡の魅力、調査研究の成果や整備の過程等を、パンフレット、市ホームページ、SNS等により常時発信し、最新の情報を市民、観光客等と共有します。

史跡小笠原氏城跡の整備

指定地全体

1 全体の方向性

- (1) 整備の具体的内容、事業計画等を定める整備基本計画を策定し、保存と活用の両面の調和のとれた整備事業を計画的に実施します。
- (2) 整備は、調査研究によって得られた学術的成果に基づいて実施します。
- (3) 事業を適切かつ効果的に実施するため、計画段階から有識者や地域関係者からなる委員会と、長野県教育委員会、文化庁の指導助言を仰ぎながら実施します。
- (4) 整備に伴う発掘調査の現地説明会や整備工事見学会等の開催、発掘調査や整備状況の情報発信を行い、史跡や整備事業に対する市民理解を得ながら事業に取り組みます。

2 保存のための整備（修理）

- (1) 日常的な維持管理、経過観察を適切に行います。
- (2) 現状調査や破損状況調査等を実施し、修理を要する箇所等をあらかじめ把握し、毀損の未然防止や計画的な毀損箇所の修理を実施します。
- (3) 史跡の毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取り、毀損の程度、発生原因等に応じた方法を検討し、必要な手続きを行った上、復旧を実施します。

3 活用のための整備（遺構表示、復元、案内板等設置、便益施設整備等）

- (1) 史跡小笠原氏城跡に対する理解を深め、誰もが室町時代から戦国時代の城館を体感できる整備活用を目指します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡の理解促進と歴史的景観の向上等のための整備、快適で安全な利用環境を提供するための整備、市民の憩いの場や地域の活動の場としての環境整備等を計画的に実施します。

井川城跡

- 1 史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら部分的な整備を実施し、公有化の進捗状況を踏まえて井川城跡全体の本格的な整備に取り組みます。
- 2 説明板等による基本的な情報の提示、遺構の平面表示や復元整備等を行います。
- 3 市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域の活動の場としての活用が可能となるよう整備を進めます。

林城跡

- 1 石積等の露出遺構の現状調査、破損状況調査に基づく保存のための整備に計画的に取り組みます。
- 2 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に実施することとします。
- 3 林城跡を構成する特徴的な遺構に対する現地の説明板や、城跡の構造等に関する説明板の設置等によって史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

史跡小笠原氏城跡の保存活用の運営・体制の整備

史跡小笠原氏城跡を適切に保存、活用、整備するために、有識者や地域住民からなる委員会の設置や、庁内及び関係機関等との運営・体制の整備を行います。また、地元町会や保存団体等との情報共有や連携協力を図り、地域と行政が一体となった史跡の保存活用を行います。

1 保存、活用、整備体制の整備

- (1) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施については、有識者や地域関係者等からなる委員会を設置し、文化庁及び長野県教育委員会の指導助言を得ながら行います。
- (2) 庁内の関係課及び関係機関と連携して、適切な保存を行える体制を構築します。

2 地域との協力体制の整備

- (1) 地元町会や保存団体等との連携を図り、史跡小笠原氏城跡の調査研究成果等の情報共有、連携事業等を行うほか、日常管理についても連携協力できる体制を整備します。
- (2) 市民参加型の保存、活用、整備等に関する事業の検討や、講演会等の普及公開事業を継続して行い、史跡の保存活用の機運を高める取組みを行うことで、担い手となる人材の確保につなげます。
- (3) 地元団体、保存団体による史跡の保存活用活動に対し、引き続き補助金の交付等の支援を行います。

施策の実施計画の策定と経過観察

実施計画

本計画に定めた各施策の方向性や、方法について計画的に進めていくため、整備基本計画策定及び優先順位の高い施策を短期計画とし、将来的に行う必要がある施策を中・長期計画として、実施計画を作成しました。

各施策は、有識者や地域関係者からの指導助言、土地所有者や地元市民の意見、土地の公有化の状況等を踏まえながら実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

経過観察

史跡の保存活用を計画的に実施するために、計画策定後の事業の進捗状況、事業効果等の経過観察を行い、解決すべき課題や見直しの必要性を把握し、事業の適切な推進を図ります。

経過観察に当たっては、事業の進捗状況等について自己点検を行い、課題の把握や見直しの必要性の検討を行います。また、松本市が実施している行政評価等により、事業の達成状況等を検証し、議会、市民に公開します。

史跡小笠原氏城跡保存活用計画【概要版】

編集発行 松本市教育委員会 文化財課（史跡整備担当）

〒390-0823 長野県松本市中山 3738-1

電話：0263-85-7064 / Fax：0263-86-9189 / E-mail：bunka@city.matsumoto.lg.jp

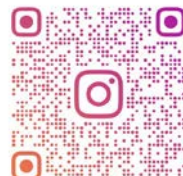
文化財情報を発信する SNS を開設しています

松本市教育委員会文化財課では、市民を始めとする多くの方々に文化財をより身近に感じていただくため、松本市内の文化財情報を発信する SNS を開設しています。

指定・未指定文化財の紹介、文化財関連イベントの紹介など、市内の文化財の魅力を発信していますので、ぜひご覧ください。



Facebook



Instagram

報告第 1 号

耐震補強工事に伴うあがたの森図書館の移転及び休館について

1 趣旨

重要文化財旧松本高等学校本館耐震補強工事に伴い、あがたの森図書館及び図書館事務室を同一建物内の会議室等に移転するとともに、移転作業期間及び松本市図書館条例第4条の規定に基づく特別整理（蔵書点検）期間について、休館とすることを報告するものです。

2 移転先

別紙1のとおり

3 移転期間（仮設図書館での運営期間）

令和4年4月7日～令和6年3月（予定）までの約2年間

4 休館期間

令和4年3月25日（金）～令和4年4月6日（水）までの13日間
内訳は次のとおりです。

(1) 移転作業に伴う休館

令和4年3月25日（金）～令和4年4月3日（日）

(2) 特別整理（蔵書点検）に伴う休館

令和4年4月4日（月）～令和4年4月6日（水）

※蔵書点検は例年5月頃に実施していますが、今回は移転に合わせて実施します。

5 休館中の対応について

(1) 休館期間中は貸出業務停止、ただし、ブックポストによる返却は継続（あがたの森文化会館の休館日（3/28、4/4）は除く）

(2) あがたの森図書館所蔵の図書資料の取寄せは、4月1日（金）～3日（日）、5日（火）、6日（水）のみ実施

6 周知方法

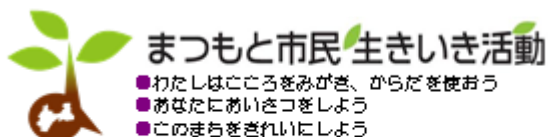
(1) 館内掲示による周知

(2) 図書館ホームページ、図書館フェイスブックによる周知

担当 中央図書館

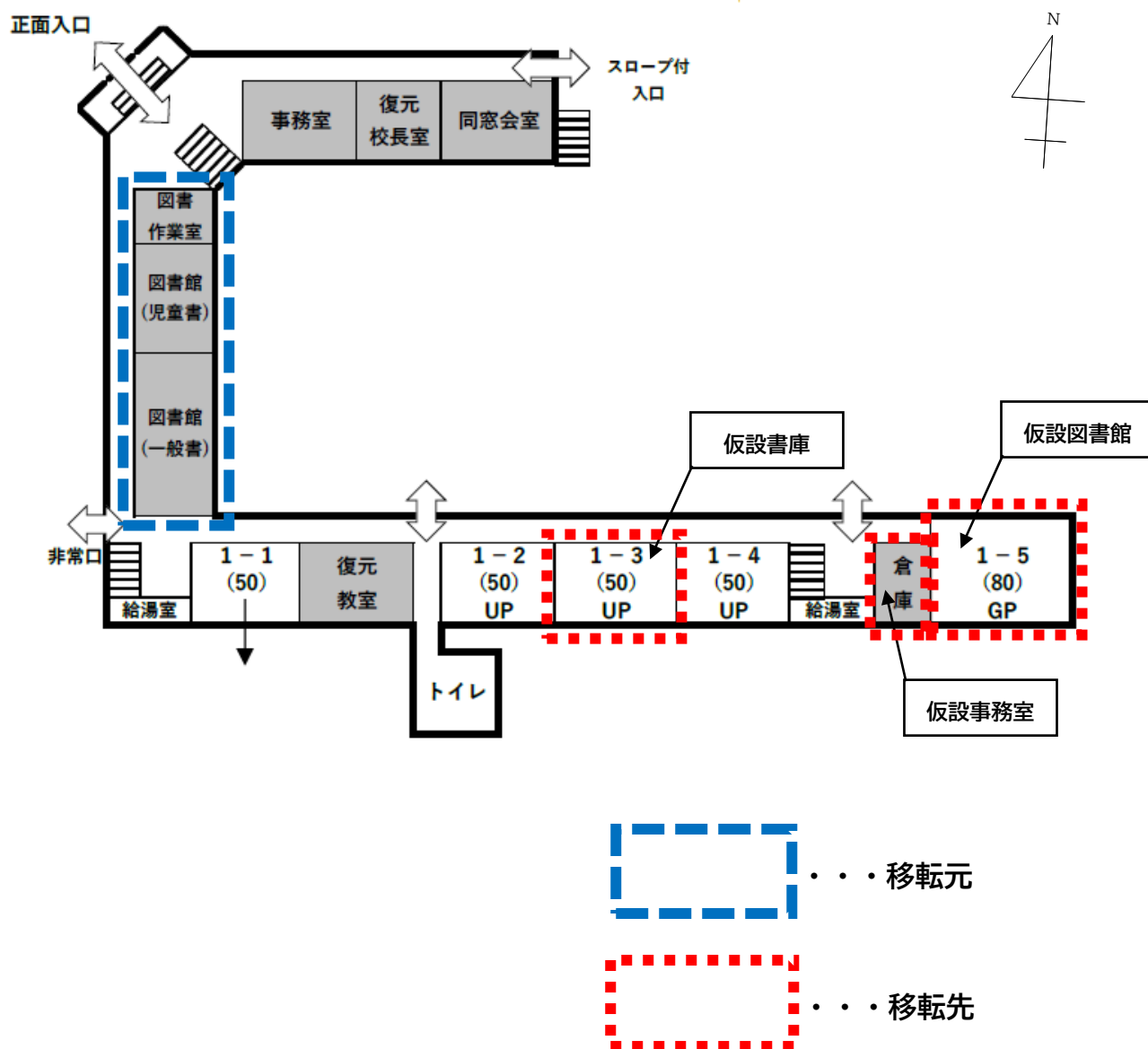
館長 小西 えみ

電話 32-0099



重要文化財旧松本高等学校本館（あがたの森文化会館）配置図

本館 1 階



教育委員会資料
4. 2. 24
教育政策課

報告第 2 号

令和4年度教育委員会関係当初予算について

1 趣旨

令和4年度教育委員会関係当初予算の内容については、これまで実施計画及び行革見直し検討の取組状況などにより報告してまいりましたが、予算折衝を経て、市議会2月定例会に議案として提出した内容について報告するものです。

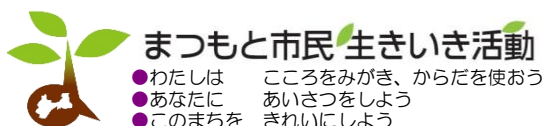
2 主要事務事業予算

別紙のとおり

3 今後の予定

令和4年市議会2月定例会予算特別委員会を経て、議会最終日に議決される予定です。

担当	教育政策課
課長	赤羽 志穂
電話	33-3980



令和4年度教育委員会関係当初予算 主要事務事業予算

(単位:千円)

No.	事業名	事業内容	担当課	R3予算額	R4予算額
1	特色・魅力ある学校づくり事業	安曇小中学校の特色ある教育のもとで学校生活を送りたい市内区域外からの就学希望者に対し、通学区域に関係なく就学を認める、特認校制度を導入。通学者の負担軽減のため、スクールタクシーを運行するもの	教育政策課	0	5,350
2	学都松本寺子屋事業	子どもの学習習慣の定着及び学習意欲の向上を図るため、学校や家庭以外の居場所で地域の大人が学習を支援する仕組みを整え、学習支援と生活相談を行う団体に交付金を交付するもの	教育政策課	0	3,210
3	教育政策支援事業	教育分野に精通する有識者の専門的な知見を得て、松本市の教育政策の一層の推進を図るため、政策支援業務委託を行うもの	教育政策課	0	1,290
4	教育文化センター再整備事業	施設・設備及び事業内容の企画・立案が可能な専門家を招聘し、助言を得て再整備を検討するもの	教育政策課 (教育文化センター)	0	330
5	学校教育情報化推進事業	GIGAスクール構想の実現及び学校におけるICT環境を整備推進するもの ・児童生徒及び教員の授業に係るICT環境の拡充整備(Wi-Fiを含む) ・学校と保護者とのコミュニケーションツール整備 ・統合型校務支援システム等	学校教育課	501,950	839,780
6	障がい児等施設整備事業	肢体不自由等の障がいを持つ児童生徒の学習環境の支援及び障がいを持つ教職員の学校現場の改善を目的として、校舎のバリアフリー化を図るもの ・清水小学校のエレベーター設置工事	学校教育課	48,400	58,630
7	小中学校トイレ整備事業	児童・生徒の生活環境の改善を図るため、トイレの洋式化・乾式化等の整備を図るもの ・小学校6校、中学校6校の改修工事 ・小学校9校、中学校3校の実施設計	学校教育課	160,900	776,890
8	長寿命化改良事業	令和3年3月に松本市学校施設個別施設計画を策定し、築40年経過した施設を今後30～40年使用するため、構造体の耐久化とインフラ設備の更新、多様な学習内容に応じた環境整備を進めるもの ・菅野小学校、梓川小学校の第1期工事及び第2期実施設計 ・波田小学校の基本設計及び第1期実施設計 ・本郷小学校の耐力度調査	学校教育課	80,790	712,790 【債務負担】 1,396,550
9	海外との中学生交流事業	次代を担う中学生の国際感覚の醸成を目的とし、「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」を締結している台湾高雄市及び姉妹都市のスイスグリンデルワルト村の中学生と交流を行うもの ・高雄市：訪問受入れ ・グリンデルワルト村：訪問受入れ	学校教育課	0	2,640
10	市費教員等配置に係る人件費	令和4年度市費教員等の人件費について、増額した主なもの ・複式学級対応教員(会計年度任用職員2類)の報酬月額単価を県費講師並みに引き上げ ・自立支援教員(会計年度任用職員4類)の増員 17人 → 22人 ・特別支援教育支援員(会計年度任用職員4類)の勤務時間数の増 36205.5時間 → 40,950時間 ・教育研修専門指導員(会計年度任用職員2類)の配置 新規1人 ・スクールソーシャルワーカー(会計年度任用職員4類)の配置 新規3人	学校教育課	271,460	303,160

No.	事業名	事業内容	担当課	R3予算額	R4予算額
11	松本版コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる意識を高めるとともに、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会をつくり、子どもたちの「生きる力」を育みながら、学校を核とした地域づくりを進めていくもの	生涯学習課	3,700	4,520
12	公民館等長寿命化事業	生涯学習施設の長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、中間補修及び大規模（長寿命化）改修等を実施するもの	生涯学習課	20,340	375,980
13	重要文化財旧松本高等学校校舎整備事業	経年劣化が著しい重要文化財旧松本高等学校校舎について、文化庁の指導及び保存活用計画（平成28年策定）に基づき補修・整備を実施し、あわせて耐震補強工事中に床下保温材から検出されたアスベスト除去工事を実施するもの	生涯学習課	169,730	172,820
14	図書館のあり方検討及び長寿命化事業費	図書館サービスの充実を図るため、サービス基本計画である「松本市図書館未来プラン」を策定するとともに、中央図書館の建物等劣化度調査を行い、改修について検討するもの	中央図書館	880	10,840
15	図書館Wi-Fi環境整備事業	図書館利用者の調査・学習環境の向上のため、図書館分館Wi-Fi環境を順次整備するもの （R3：中央図書館、R4：あがたの森図書館を除く9館）	中央図書館	1,030	2,980
16	図書館分館LED照明整備事業	図書館分館の天井照明を順次LED化するもの （R4：鎌田、空港、波田の3館）	中央図書館	0	9,150
17	国宝松本城天守耐震対策事業	平成26～28年度の3年間で実施した松本城天守耐震診断の結果をもとに、補強内容の検討を行い、補強工事を実施するとともに、安全対策の強化や、防災設備・展示等の見直しを行うもの。	文化財課	33,700	47,260
18	国宝松本城天守防災対策事業	国宝松本城天守の防災に対する取組みを強化するため、早期発見・早期消火のための通報設備や消火設備などの改善を図るもの。	文化財課	1,920	166,630
19	堀浄化対策事業	歴史的な景観及び快適な公園環境・見学環境の維持向上を図るため、松本城の内堀、外堀及び総堀の浚渫（堆積物の除去）と水質浄化を実施するもの。	文化財課	7,640	17,160
20	黒門・太鼓門耐震対策事業	来場者の安全を確保するため、松本城黒門・太鼓門の耐震対策の検討、耐震工事を行うもの。	文化財課	7,840	49,950
21	史跡松本城整備基本計画策定業務	松本城本丸、二の丸等の更なる整備推進のため、史跡松本城保存活用計画等の内容を受けた新たな整備計画を策定するもの。	文化財課	0	10,140
22	基幹博物館整備事業	国史跡内に位置し、建築後50年以上が経過した現施設を、松本城大手門駐車場敷地に松本まると博物館の中核施設（基幹博物館）として移転新築するもの	博物館	3,563,500	3,491,550
23	旧開智学校校舎保存活用事業	国宝旧開智学校校舎（国宝建造物及び国宝附資料63点）保存活用計画を策定し、耐震主体工事、消防防災工事及び環境整備等を行うもの	博物館	27,960	139,920

原則、1億円以上の事業及び新規事業並びに増減の大きなものを掲載

(単位：千円)

主 な 内 容 (◎及び○は新規)	当初予算額		比較
	令和4年度	令和3年度	
・ 設計委託料 9,950千円 〔令和4年度〕第15分団（野溝）、第21分団（寿台） ・ 工事請負費 72,830千円 〔令和4年度〕第13分団（神林）			
【教育費】 △ 8.3%	14,102,840	15,382,840	△ 1,280,000
○ 人件費 ・ 複式学級対応職員 38,120千円 〔処遇改善〕報酬月額単価を県費講師並に引き上げ	2,948,680	2,919,200	29,480
◎ 学都松本寺子屋事業費 学校や家庭以外の居場所で子どもたちの学習を支援する人材と団体をつなぐ仕組みを整え、その団体の活動に交付金を交付するもの ・ 学都松本寺子屋事業交付金 〔交付内容〕事業開始交付金 100,000円/カ所（上限） 事業運営交付金 2,900円/回（上限） 学習支援者加算 1,500円/回（教員0B等） 1,000円/回	3,210	0	3,210
◎ 特色・魅力のある学校づくり事業費 通学区域に関係なく就学できる小規模特認校への送迎に係る保護者の負担軽減を図るもの 〔小規模特認校制度導入校〕安曇小中学校（令和3年度） ・ 借上料 安曇小中学校への通学用スクールタクシー（3台） 〔運行区間〕波田支所～安曇小中学校間 〔保護者負担〕小学校 1,500円/月 中学校 3,000円/月	5,350	0	5,350
○ 一般事務費（教育政策課） ＜ ◎教育政策支援事業 1,290千円 ＞ 教育分野に精通する有識者の専門的な知見を得て、松本市の教育政策の一層の推進を図るもの ・ 教育政策支援事業委託料 専門的な知見に基づく、具体的な政策への企画提案と政策推進支援を委託するもの	2,480	2,190	290
○ インクルーシブ教育推進費 （○特別支援教育推進費から名称変更） インクルーシブ教育推進を目的とした教職員研修の充実と組織体制の整備を図るもの ・ 報償費 430千円	1,120	820	300
○ 要保護・準要保護児童就学援助事業費（小学校費） 経済的理由により就学が困難な家庭を対象に、教育費の一部を援助するもの 〔拡充〕校外活動費について、宿泊の有無に関わらず支給	110,620	120,010	△ 9,390
○ 授業用校用備品充実整備費（小学校費） ・ 学校用備品購入費 65,520千円 ＜ 二酸化炭素濃度計の購入 7,330千円 ＞	85,450	462,200	△ 376,750

原則、1億円以上の事業及び新規事業並びに増減の大きなものを掲載

(単位：千円)

主 な 内 容 (◎及び○は新規)	当初予算額		比較
	令和4年度	令和3年度	
◎ 学校教育情報化推進事業費（小学校費） （○授業用校用備品充実整備費、○ICT教育推進事業費から組替） ICT機器の配備、ICTを活用した学習環境の整備を推進し、学校教育の情報化を推進するもの ＜○学校と保護者とのコミュニケーションツールの整備 4,620千円＞ 統合型校務支援システムに、学校と保護者双方向でコミュニケーションが行えるオプション機能を追加するもの ・システム操作研修委託料 260千円 ・校務支援システム負担金（追加オプション分） 4,360千円	504,340	0	504,340
○ 長寿命化改良事業費（小学校費） 学校施設の延命化を図り、耐力度不足の校舎等については改築を行うもの 〔令和4年度事業〕 本郷小学校：耐力度・アスベスト調査 波田小学校：基本設計、第1期工事実施設計 菅野小学校、梓川小学校：第1期工事等 ・設計委託料 59,070千円 波田小学校：基本設計・第1期工事実施設計 菅野小学校、梓川小学校：第2期工事実施設計 【債務負担行為】 ※歳出予算は、令和3年度国の補正予算に伴う事業として、令和3年度2月補正で計上（繰越） 〔菅野小学校第1期工事〕 ・監理委託料 (債務) 限度額 15,550千円、期間 令和4年度～令和5年度 15,550 ・工事請負費 限度額 768,570千円、期間 令和4年度～令和5年度 768,570 〔梓川小学校第1期工事〕 ・監理委託料 (債務) 限度額 11,300千円、期間 令和4年度～令和5年度 11,300 ・工事請負費 限度額 601,130千円、期間 令和4年度～令和5年度 601,130	363,640	48,890	314,750
◎ プール整備事業費 ・借上料 3,290千円 改修費用抑制のため、学校外プール設備を借り上げて水泳学習を実施し、新たな水泳学習の推進を図るもの 〔実施対象校〕開智小学校 ・工事請負費 11,880千円 波田小学校プール循環設備改修工事	15,170	0	15,170
○ 学校トイレ整備事業費（小学校費） 児童の生活環境の改善を図るため、トイレの洋式化及び乾式化を行うもの 〔全体計画〕令和3年度～令和5年度 ・設計委託料	17,250	9,460	7,790

原則、1億円以上の事業及び新規事業並びに増減の大きなものを掲載

(単位：千円)

主 な 内 容 (◎及び○は新規)	当初予算額		比較
	令和4年度	令和3年度	
筑摩小、旭町小、清水小、島立小、芝沢小、芳川小、山辺小、二子小、並柳小の計9校 ○ 要保護・準要保護生徒就学援助事業費（中学校費） 経済的理由により就学が困難な家庭を対象に、教育費の一部を援助するもの [拡充] 校外活動費について、宿泊の有無に関わらず支給 ○ 授業用校用備品充実整備費（中学校費） ・ 学校用備品購入費 48,430千円 < 二酸化炭素濃度計の購入 5,490千円 > ◎ 学校教育情報化推進事業費（中学校費） （○授業用校用備品充実整備費、○ICT教育推進事業費から組替） ICT機器の配備、ICTを活用した学習環境の整備を推進し、学校教育の情報化を推進するもの < ◎学校と保護者とのコミュニケーションツールの整備 3,180千円 > 統合型校務支援システムに、学校と保護者双方向でコミュニケーションが行えるオプション機能を追加するもの ・ システム操作研修委託料 180千円 ・ 校務支援システム負担金（追加オプション分） 3,000千円 ○ 学校トイレ整備事業費（中学校費） 生徒の生活環境の改善を図るため、トイレの洋式化及び乾式化を行うもの [全体計画] 令和3年度～令和5年度 ・ 設計委託料 菅野中、梓川中、波田中の計3校 ○ 子育てのための施設等利用給付事業費 （○子育て支援施設等利用給付事業費から名称変更） ・ 施設利用給付扶助費 179,090千円 ◎ 多様な集団活動利用者支援事業扶助費 1,200千円 幼児教育・保育無償化の対象外であって、一定の要件を満たす幼児施設等を利用する3歳以上の幼児の保護者に対し、利用料の一部を給付するもの [対象者] 長野朝鮮初中級学校幼稚班、信州やまほいく認定の認定外保育施設の利用者 ◎ 幼稚園業務ICT化事業費 市立幼稚園3園において、令和4年8月から業務システムを導入し、保護者の利便性の向上を図るもの ・ 電話料 1,050千円 ・ システム構築委託料 2,120千円 ・ 工事請負費（Wi-Fiエリア化工事） 630千円 ○ あがたの森文化会館管理運営費 < 重要文化財旧松本高等学校校舎整備事業 172,820千円 > 旧松本高等学校校舎の耐震補強工事を実施するもの [耐震補強工事] 平成29年度～令和5年度	87,370 61,960 335,440 6,100 183,860 4,480 186,180	92,840 304,300 0 9,990 196,580 0 167,590	△ 5,470 △ 242,340 335,440 △ 3,890 △ 12,720 4,480 18,590

原則、1億円以上の事業及び新規事業並びに増減の大きなものを掲載

(単位：千円)

主 な 内 容 (◎及び○は新規)	当初予算額		比較
	令和4年度	令和3年度	
[外壁塗装工事] 令和3年度～令和5年度 [アスベスト除去] 令和3年度～令和4年度 [令和4年度事業] 本館西棟の耐震補強・外壁塗装工事 講堂及び本館アスベスト除去 ・工事請負費 161,420千円 ○ 公民館講座事業費 35,710 ・印刷費 19,450千円 公民館報の作成(18,750千円) (○公民館報作成事業費から統合) ○ 公民館管理運営費 264,860 ・工事請負費 34,000千円 < 灯油地下埋設配管地上化工事 19,090千円 > [対象施設] 島立公民館、本郷公民館、岡田公民館 ○ 公民館等長寿命化事業費 375,980 < 奈川文化センター夢の森 257,810千円 > [事業期間] 令和3年度～令和4年度 ○監理委託料 7,120千円 ○工事請負費 250,690千円 < Mウイング 106,530千円 > [事業期間] 令和3年度～令和7年度 ・Mウイング改修事業負担金(屋根、外壁等改修工事) < 松南地区公民館 11,640千円 > [事業期間] 令和4年度～令和5年度 ・設計委託料(実施設計) ◎ 図書館のあり方検討及び長寿命化事業費 10,840 松本市図書館未来プランを策定するとともに、中央図書館の 施設・設備長寿命化を図るもの ・調査委託料 0 中央図書館について、施設・設備の改修箇所を把握するた め、劣化度調査を実施するもの ○ 図書館システム管理費 22,890 (○図書館コンピュータシステム管理費から名称変更) ○ 旧開智学校校舎保存活用事業費 139,920 [全体計画] 令和2年度～令和6年度 [令和4年度事業] 耐震対策工事、消防防災工事実施設計、売店棟改修工事 ・設計委託料(防災設備工事実施設計) 7,590千円 ・監理委託料(耐震対策工事分) 4,800千円 ・工事請負費 127,490千円 耐震対策工事(2年目)、売店棟改修 ○ 基幹博物館整備事業費 3,491,550 [全体計画] 平成29年度～平成30年度 基本設計 平成30年度～令和元年度 実施設計 令和2年度～令和4年度 施工、展示製作 令和5年度 供用開始 [総事業費] 約90億円 [施設規模] 延床面積7,775㎡、階層3階、高さ17.85m			
			18,610
			△ 82,620
			355,640
			10,840
			1,120
			111,960
			△ 71,870

原則、1億円以上の事業及び新規事業並びに増減の大きなものを掲載

(単位：千円)

主 な 内 容 (◎及び○は新規)	当初予算額		比較
	令和4年度	令和3年度	
[令和4年度事業] 建築工事、展示製作、初度調弁等 ・ 調査委託料 29,940千円 地下水影響調査、工事後影響調査 等 ・ 展示製作委託料(3年目、最終) 716,100千円 ・ 工事請負費(3年目、最終) 2,497,100千円 ・ 初度調弁費 153,930千円 資料収納棚、事務室・来館者用スペースの備品			
◎ 基幹博物館管理運営費	36,490	0	36,490
建築完了から開館(令和5年秋)までの間、基幹博物館を管理するもの ・ 電気料 19,350千円 ・ 保守点検委託料 6,150千円			
○ 埋蔵文化財保護事業費	111,500	100,340	11,160
< 出川南遺跡29次発掘調査(県受託事業) 18,890千円 > < 県町遺跡22次発掘調査(民間受託事業) 5,180千円 >			
○ 小笠原氏城館群史跡整備事業費	5,390	7,320	△ 1,930
・ 計画策定委託料 3,290千円 整備基本計画の策定(令和4年度～令和5年度)			
○ 白骨温泉噴湯丘等保存管理事業費	7,930	3,510	4,420
特別天然記念物白骨温泉噴湯丘と球状石灰石について、保存活用計画に基いた適切な保存管理を行いながら、活用に向け整備するもの [全体計画] 平成27年度～令和5年度 ◎ 測量(事業用地測量) 1,600千円 ◎ 測量・設計(整備工事分) 5,040千円			
◎ 国宝松本城南・西外堀復元事業費	710,780	0	710,780
(○単独南・西外堀復元事業費、○国庫補助南・西外堀復元事業費を統合) 国宝松本城南周辺整備と歴史的風致維持向上の一環として、松本城南・西外堀を「水をたたえたお堀」として復元するもの [全体計画] 平成18年度～令和9年度 [令和4年度事業] 発掘調査、用地取得(令和4年度完了予定)			
・ 用地購入費 134,800千円 15筆(南外堀6筆、西外堀9筆) ・ 補償料 459,220千円 13筆(南外堀7筆、西外堀6筆)			
○ 美術館管理運営費	201,530	101,270	100,260
・ 管理委託料 191,340千円			
○ 美術館事業費	125,340	29,330	96,010
< 正倉院展 33,190千円 > [会期] 令和 4年 4月21日～ 6月12日 < 草間彌生版画展 14,720千円 > [会期] 令和 4年 7月23日～ 9月25日 < 鹿児島市立美術館名品展 23,830千円 > [会期] 令和 4年10月 8日～11月27日			

原則、1億円以上の事業及び新規事業並びに増減の大きなものを掲載

(単位：千円)

主 な 内 容 (◎及び○は新規)	当初予算額		比較
	令和4年度	令和3年度	
< 70歳以上公募展 11,230千円 > [会期] 令和 5年 2月18日～ 3月26日 ◎ 教育文化センター再整備事業費 330 0 330 「子どもの学びに携わる」人材がサイエンスに関する最新の知見を身に着けることができる、人材育成の拠点として再整備するもの [令和4年度事業] 専門家を交えた施設整備内容の検討、先進事例視察、基本計画策定 ・ 報償費 310千円 ・ 普通旅費 20千円 ○ 学校給食センター管理運営費 435,040 415,120 19,920 ・ 給食運搬委託料 62,480千円 ・ 炊飯加工委託料 81,260千円 学校給食の炊飯と給食の運搬を委託するもの ・ 工事請負費 34,300千円 給食センターに必要な施設・設備の改修を行うもの ○ 学校給食物資購入事業費 1,113,280 1,130,710 △ 17,430 [配食人数] 19,343人 (児童・生徒：17,580人、教職員等：1,763人) △ 海洋教育パイオニアスクール事業費 0 1,500 △ 1,500 (令和3年度事業終了) △ 地区公民館整備事業費 0 487,430 △ 487,430 (令和3年度で、里山辺公民館移転整備事業完了) △ 美術館大規模改修事業費 0 1,877,610 △ 1,877,610			
【災害復旧費】 162.4%	264,980	101,000	163,980
◎ 令和3年度発生耕地災害復旧事業費 264,980 0 264,980			
令和3年8月の大雨で被災した農業用施設の復旧を行うもの			
△ 令和2年度発生道路橋りょう災害復旧事業費 0 101,000 △ 101,000			
【公債費】 0.3%	9,248,180	9,219,780	28,400
○ 市債償還元金 8,915,850 8,895,990 19,860			
○ 市債償還利子 332,240 323,690 8,550			
【諸支出金】 △ 8.0%	1,999,040	2,171,980	△ 172,940
○ 繰出金(上下水道事業会計) 1,496,390 1,564,340 △ 67,950			
・ 水道事業会計 204,470千円 ・ 下水道事業会計 1,291,920千円			
○ 繰出金(病院事業会計) 502,650 607,640 △ 104,990			
・ 四賀の里クリニック 33,520千円 ・ 市立病院 469,130千円 (基本分)(政策医療等分) 262,870千円 (投資分)(企業債分) 206,260千円 基本分の積算法を変更 [変更前] 普通交付税算定のための基準財政需要額や特			

教育委員会資料
4. 2. 24
学校給食課

長野県のまん延防止等重点措置期間中における オンライン授業を選択する児童・生徒の学校給食の対応について

1 趣旨

長野県の「まん延防止等重点措置」適用に伴い、自宅からのオンライン授業を選択する児童・生徒への給食提供及び給食費の対応について報告するものです。

2 経過

- 4. 1. 25 まん延防止等重点措置に伴い、市立学校ではオンライン授業を併用しながら通常登校を実施することについて臨時教育委員会で決定（適用は2月1日から）
- 2 7 まん延防止等重点措置に伴う学校の対応について保護者通知
保護者から各学校あて、オンライン授業を選択した場合の給食費の扱いについて複数の問合せがあったため、給食費の減額等について学校給食課長が方針決定
- 2 8 学校給食課から学校長あて、期間中の学校給食等の扱いについて通知
- 2. 2 学校から学校給食課へ給食を停止する児童生徒数の報告（199人）
- 8～ 報告に基づき、対象児童・生徒の給食提供中止
- 1 7 県がまん延防止等重点措置の延長を政府に申請。教育委員研究会で措置延長に伴う学校の対応について協議。（決定は18日付臨時教育委員会書面決議）この協議結果に基づき、措置延長期間における学校給食等の扱いについて学校給食課が学校長に通知
- 1 8 まん延防止等重点措置の2週間延長を政府が決定。これに伴う学校の対応について保護者通知
- 2 1 学校から学校給食課へ給食を停止する児童生徒数の報告（62人）

3 対応の内容

自宅からのオンライン授業選択に伴い給食停止の申請があった児童生徒の給食を停止するとともに、松本市学校給食実施規則第10条の規定により給食費の減額を行うもの

松本市学校給食実施規則（抜粋）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届(様式第 2 号)の提出があった場合は、給食費を減額することができる。

- (1) 病気、事故その他の理由により連続して 6 日(休日を除く。)を超える欠席をしたとき。
- (2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

4 対象期間

2 月 8 日（火）～ 3 月 6 日（日）（予定）

5 対象児童・生徒

オンライン授業を選択し、給食が不要（欠食）となる期間が継続して 6 日以上となるもの

6 給食費について

欠食日数に単価（小学校 2 8 0 円/日、中学校 3 3 0 円/日）を乗じた額を、2 月又は 3 月徴収の給食費から減額するもの

7 その他

対象児童・生徒が期間中登校した場合の給食は、学校の判断で弁当持参の依頼又は予備食の提供等柔軟に対応することとしています。

担当 学校給食課
課長 三代澤 昌秀
電話 86-1130



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう